

松江市告示 第212号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項及び第115条の15第2項の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業及び指定地域密着型介護予防サービス事業の廃止届があったので、同法第78条の11第2号及び第115条の20第2号の規定に基づき告示する。

令和8年5月19日

松江市長 上 定 昭 仁



- 1 介護保険事業所番号
3290100399

- 2 事業者等の名称
医療法人社団 水澄み会
理事長 湖山 泰成
住 所 島根県浜田市三隅町河内 451-1

- 3 事業所の名称及び所在地
名 称 デイサービスセンターブランチアゼリア
所在地 島根県松江市黒田町 199-1

- 4 廃止届受理年月日
令和8年4月30日（廃止年月日：令和8年5月31日）

- 5 サービスの種類
認知症対応型通所介護
介護予防認知症対応型通所介護